

給実甲第 1 3 5 6 号

令和 7 年 4 月 1 日

人 事 院 事 務 総 長

給実甲第 1 2 9 5 号の一部改正について（通知）

給実甲第 1 2 9 5 号（給与法附則第 8 項の規定による俸給月額の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、令和 7 年 4 月 1 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
規則第 3 条関係	規則第 3 条関係
1 （略）	1 （略）
2 この条の第 2 号イの「人事院が定めるもの」は、次に掲げる職員とする。	2 この条の第 2 号イの「人事院が定めるもの」は、次に掲げる職員とする。
一・二 （略）	一・二 （略）

